

## 社会福祉法人雑草福祉会 常勤役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雑草福祉会（以下「当法人」という。）定款第二三条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均3日以上勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

3 報酬は、当法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

### (常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均3日以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1の報酬を支払うことができる。

2 理事長が常勤役員である場合は、別表2の報酬を支払うことができる。

### (費用弁償)

第4条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程別表に基づき旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費の実費を支給できる。

3 交通費については、別に定める旅費規程別表に基づき支給することができる。

### (兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する常勤役員は、勤務報酬を支給しない。ただし、費用弁償についてはこの規程を適応することができる。

### (役員等の職務証跡)

第6条 常務役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

### (報酬、費用弁償の支給方法)

第7条 報酬、費用弁償は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

常勤役員報酬規程

別表 1

常勤役員報酬	(日額) 3,000円
--------	-------------

別表 2

常勤理事長報酬	(日額) 5,000円
---------	-------------